

令和6年度常陸大宮市原子力災害広域避難訓練運営支援業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和6年度常陸大宮市原子力災害広域避難訓練運営支援業務委託

2 業務委託の目的

平成30年2月に策定した「常陸大宮市原子力災害広域避難計画」の実効性を確認するため、発災から広域避難までを想定した令和6年度常陸大宮市原子力災害広域避難訓練を実施するにあたり、訓練運営支援や訓練評価等を行い、広域避難計画の実効性の検証ならびに市、関係機関及び住民の知識・能力の向上を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務委託上限額

3,839,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 訓練実施日

令和6年11月下旬～12月上旬の間の1日

6 訓練項目

(1) 市災害対策本部運営訓練

事前に作成したシナリオに基づき、災害対策本部会議を模擬して行う。

事故発生から一時移転に至るまでの緊急事態区分に応じて複数回行う。

(2) 災害情報伝達訓練

緊急事態区分に応じ、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、各アプリケーション等を通じて広報を行う。

(3) UPZ住民屋内退避訓練

全面緊急事態に至ったとの想定の下、上記（2）により屋内退避指示を伝達する。

訓練対象地区の住民は屋内退避指示に基づき、各世帯において屋内退避を行う。

(4) 避難行動要支援者等避難支援訓練

自家用車での避難が難しい在宅の避難行動要支援者等を想定し、社会福祉協議会、陸上自衛隊、日本原電(株)等関係機関の協力を得て自宅からの避難を支援する。

(5) U P Z 住民広域避難訓練

一時移転指示後、避難住民の受付、バスへの乗車指示、安定ヨウ素剤の配布を行うとともに、災害対策本部への状況報告や住民への情報提供を行う。

① 一時集合所設置運営訓練

一時集合所（1カ所）において、一時集合所を開設する。

② 一時集合所住民参集訓練

防災行政無線等による一時移転指示後、一時集合所へ移動したのち、バス等により避難する。

③ 一時集合所受付訓練

一時集合所に参集する住民の受付訓練を行う。

④ 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、安定ヨウ素剤（模擬）の配布をする。

⑤ 住民一時移転訓練

一時集合所に参集した住民は、安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を受けた後、バス等により避難退域時検査場所を経由し、中継所兼基幹避難所へ向かい避難者受付や原子力防災講習会を行う。

(6) 避難退域時検査訓練（茨城県）

避難退域時検査場所（1カ所）において、避難退域時検査を行う。

(7) 原子力防災講習会

中継所兼基幹避難所（1カ所）に避難した住民に対し、放射線防護の基礎や市広域避難計画の概要について講義を行う。

7 業務委託内容

業務内容は、次のとおりとする。なお、詳細については業務着手時に業務計画書を作成し、業務内容及び訓練実施方針について市担当者との協議のうえ、決定するものとする。

(1) 令和6年度常陸大宮市原子力災害広域避難訓練実施計画書の作成

市担当者との協議を行い、令和6年度常陸大宮市原子力災害広域避難訓練実施計画書を作成する。この際、茨城県、茨城県警察、陸上自衛隊、日本原電(株)等関係機関等との連携を図る。訓練実施計画には下記内容のほか、訓練運営上必要な事項について定めるものとする。

① 訓練目的 ※市から付与あり

② 訓練想定 ※市から付与あり

③ 訓練実施規定

④ 訓練編成表

⑤ 訓練スケジュール（全体及び会場毎）

- ⑥ 会場配置図
- ⑦ 準備資機材
- ⑧ 本部会議シナリオ
- ⑨ 評価・検証計画

(2) 事前説明会（住民、職員）実施支援

訓練に先立ち実施する下記の事前説明会において説明を行う。また、説明に使用する資料を作成する。

- ① 第1回住民説明会
対象：訓練対象地区代表者
内容：訓練の概要、スケジュール、依頼事項
- ② 第2回住民説明会
対象：訓練参加者及び希望者
内容：放射線防護の基礎、市広域避難計画の概要、屋内退避の仕方について、講義を行う。また訓練参加者を対象に、訓練参加者の役割、当日のスケジュール等の説明を行う。
- ③ 職員説明会
対象：訓練参加職員
内容：訓練項目毎に参加職員に対する説明を行う。
放射線防護の基礎及び市広域避難計画の概要について講義を行うとともに、訓練項目毎、職員の役割・業務及び当日のスケジュールについて説明する。

(3) 訓練実施支援

- ① 訓練進行管理
各訓練会場にスタッフを派遣し、訓練の進行管理を行う。また、市役所にコントロール室を設置し、市職員等とともに全体の管理を行う要員を派遣する。
- ② 講師
中継所兼基幹避難所に講師を派遣し、放射線防護の基礎、市広域避難計画の概要について説明するとともに、広域避難ガイド等を用い、一時集合場所から避難先自治体への移動、広域避難の概要について解説を行う。
- ③ 評価検証
災害対策本部、一時集合所、避難退域時検査場所等各会場に評価員を配置し、あらかじめ作成した評価・検証計画に基づいた評価を行う。なお、評価員は会場及び進行管理スタッフを兼務しても良いこととする。
また、訓練参加住民及び職員を対象にアンケート調査を行う。

(4) 訓練資機材等の借り上げ

受託者は避難車両として大型バス1台を借り上げる。

その他訓練に必要な資機材は、協議のうえ委託者が手配することとする。

(5) 評価・検証報告書の作成

評価・検証計画に基づき、評価員評価及びアンケート調査結果を取りまとめ、市の原子力防災体制や広域避難計画の実効性に係る課題や改善策を提示する。

(6) 業務報告書の作成

上記(1)～(5)において作成した資料を取りまとめ、業務報告書として取りまとめる。また、報告書等で使用するため、訓練の一連の様子を撮影記録する。

8 業務委託報告

受託者は、業務の進捗を随時市担当者に報告するものとする。なお業務完了時に協議経過や実施状況を取りまとめた、業務完了報告書を提出し報告するものとする。

9 成果品

(1) 業務報告書(製本)2部

(2) 業務報告書電子媒体(CD-ROM)2部

訓練に伴い撮影した画像及び配布印刷物を電子データ化し、CD-ROMまたはDVD-ROMに収録したもの。

10 その他留意事項

(1) 業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議のうえ決定すること。

(2) 業務にあたっての常陸大宮市からの資料等の提供

常陸大宮市が所有する画像、その他資料等が必要となった場合は、可能な限り貸出し、閲覧等の提供を行う。

(3) 守秘義務

受託者は、本履行期間中はもとより履行期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。